

# みらい1分ニュースレター

2009/7/21 第3号

毎週月曜配信

## 中国版

### テーマ

## 日中食品貿易への影響

～中国で『食品安全法』が施行

### ポイント

- ✓ 公布部門： 中国全国人民代表大会常務委員会
- ✓ 施行： 2009年6月1日より
- ✓ 注目すべきポイント：
  1. トレーサビリティ(責任追跡体系)の整備
  2. 日本から中国への食料輸出時の「ラベル」制度の強化
  3. 検査および罰則の強化
- ✓ 影響効果： 日中の食品関連業界(輸出入、日系現地法人)に対する監督、規制が強化された

### 【滴水穿石】

相次ぐ輸出食品の信用失墜、食の安全に対する意識の高まりに、中国当局の管理体制が強化されることになりました。

トレーサビリティ等、日中食品貿易全体の底上げ・安心に繋がってほしいものですね。



### 解説

中国といえば「食料輸出国」のイメージばかりが強いですが、実は「食料輸入国」でもあります。「食品安全法」が施行されたことで、中国からの食料輸入の安全は高まる一方、日本からの輸出も影響を受けます。日本企業(現地法人を含む)は、これを十分に意識した体制を作ることが必要です。

### ◆【新法の6つの主な内容】

#### (1) 適用対象

食品の生産や加工だけでなく流通や飲食サービス、食品の包装材や容器、洗浄剤、食品添加剤など、「食に関するあらゆるもの」が規制の対象となっています。

#### (2) 管理監督の強化

「トレーサビリティ(責任追跡体系)」が導入されました。中国製造者及び販売者は、仕入記録および出荷記録の作成、保存(2年以上)、商品包装の情報明示が要求されます。

#### (3) 海外からの輸入の監督強化

海外の製造者、輸出者又は代理店は、中国出入国検査検疫部門に「登録手続」を行わなければなりません。

#### (4) 輸入商品の「ラベル」制度の強化

中国法令の要求に従い、「中国語の商品ラベル及び説明書」を整備しなければ、中国に輸出できません。

#### (5) リコール制度の導入

食品安全の問題が発生した場合、製造者・販売者の「自主的なリコール」または「政府主管部門によるリコール」が認められます。

#### (6) 係わる管理部門

衛生行政、品質監督、工商行政管理、食品・薬品監督管理等が主管部門です。輸出入の時、出入国検査検疫部門も関連します。

執筆：莫 健潔(ばく けんけつ)

## みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>  
税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所  
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

### 会社概要

公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士等の各分野の専門家をはじめ、約140名の陣容。経営、会計税務、再生再編、M&A、人事労務、情報システム、国際ビジネス等、ワンストップサービスを提供し、クライアント企業の成長をサポートする。

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)

◇[大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 サンキュービルディング4階 TEL: 06-4705-7010

